

工事設計図書作成の手引き〔案〕農地

— 設計書作成の標準化のために —

平成16年4月制定

平成17年4月改訂

平成22年7月改訂

平成28年7月改訂

令和6年3月改訂

令和8年10月改訂

静岡県

は じ め に

本書は、工事設計図書作成に関し、様式、記載内容、積算方法等の標準化を図ることを目的としている。

標準化するねらいは、以下の点である。

- 1) 誰が積算しても標準化された同じような積算となるものにする。
- 2) 工事目的物が明解に理解できるものにする。
- 3) 積算・契約に関する図書類を一貫した統一のとれた形態とする。
- 4) 積算の内容を発注者、受注者にとってわかりやすいものにする。

本書は、農林水産省及び県が制定した資料を参考とし抜粋したものである。これらは毎年度改定があることから、必ず基準書を確認すること。

また県が策定している要領は、国の改定に伴い改定されることから、県要領についても、必ず適用範囲や適用時期を確認し、積算に反映すること。

設計書の作成は、工事工種体系ツリーに沿った積算を正確に行うことが重要です。

数量算出に際しては、数量算出要領案を活用し、誰が見ても理解・確認できる設計書の作成を目指しましょう。

設計書作成とチェックのポイント

1 数量におけるミスはないか

数量計算の誤りはないか
単位の取り違えはないか
材料単価等の入力誤りはないか
歩掛等の適用誤りはないか

2 積算内容は、施工現場の条件を反映したものになっているか

積算担当者は、工事の目的・内容を十分に理解しているか
工種別に定められている積算基準（歩掛）等の内容を十分理解し、熟知しているか
安易に、標準歩掛等を適用していないか（適用範囲の確認）
安易に、類似工種の積算基準（歩掛）等を適用していないか
国等から発せられた通達（指針）等の内容、適用時期等を承知しているか
資材単価、労務単価等の適用時期は正確か（改訂時期等を承知しているか）

3 工事費の積算に対する内部の審査体制は十分か

審査体制は十分に確立され、有効に機能できる体制となっているか
積算業務を担当者任せにしていないか（責任分担の明確化）
複数の職員により確実にチェックされているか
審査対象者は積算業務に関する「積算システム」をよく理解しているか
積算額の漏洩はないか、その噂はないか

第1章 設計書編

第1 設計書

1 基準 要領

(1) 農林水産省

2 設計書の種類及び様式

(1) 設計書の種類

(2) 設計図書等の様式一覧

(3) 設計書作成の要点

(4) 工事工種の体系化

(5) 体系ツリーの各階層レベルの定義

(6) 工事工種の体系用語

(7) 数量の単位及び数位

(8) 構造物の計上方法

(9) 複数の工区 路線等がある場合の計上方法

(10) 既設構造物の撤去 運搬 処理費の計上方法

(11) 工事数量表の作成方法

第2 仕様書

1 仕様書の重要性

2 工事仕様書の構成

(1) 農林土木工事共通仕様書

(2) 特記仕様書

3 一覧表を記載した書面により契約書へ編纂する仕様書

4 工事特別仕様書様式及び記載注意事項

第3 設計図

1 参考資料

(1) 農林水産省

(2) 県

2 図面の規格

3 図面の作成及び着色の留意事項

4 個別の留意事項

第4 積算資料

1 共通事項

2 積算資料の管理について

第2章 数量算出編

第1 基本事項

1 基準 要領

第2 土工

1 土量変化率

2 土質分類と土質区分の対応

3 土量換算係数の考え方について

4 機械施工の共通事項

第3 コンクリート工

1 構造物種別区分

2 コンクリート打設工法の選定

3 レディーミクストコンクリート取扱基準

第4 仮設工

1 指定 任意の使い分け

2 静岡県建設工事請負契約約款 抜粋

3 留意事項

第3章 積算（工事）編

第1 積算基準

1 適用範囲

2 用語の読み替え

3 施工地域区分

第3章 積算（工事）編

第1 積算基準

- 1 適用範囲
- 2 関係基準
- 3 施工地域区分

第4章 積算（委託）編

第1 積算基準

- 1 適用範囲
- 2 関係基準
 - (1) 土地改良工事積算基準 調査 測量 設計
 - (2) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領
 - (3) 土質調査業務 積算基準
 - (4) 地すべり調査業務 積算基準

第1章

設計書編

第1 設計書

1 基準、要領

(1) 農林水産省

設計・施工・入札等 (工事・業務関連文書)	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html	 【農林水産省HP】
土地改良工事積算基準 (緑本)	【土木工事】土地改良事業等請負工事のうち土木工事の積算に当たって、標準的な工事の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html	
	【調査測量・測量・設計】土地改良事業等請負工事のうち調査・測量・設計業務の積算に当たって、標準的な業務の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの	
	【機械経費】土地改良事業等請負工事の積算に当たって、工事の施工に使用する機械の標準的な価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの	
	【施設機械】土地改良事業等請負工事のうち施設機械工事及び施設機械に係る設計業務等の積算に当たって、標準的な価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの	
工事工種の体系化	積算書の階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法及び工事数量表並びに積算書の用語名称や数量単位などの表示方法を各工事工種ごとに標準化・規格化するもの https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html	
土地改良工事 数量算出要領 (案)	国営土地改良事業等の工事費積算業務のより合理的かつ的確な運用を図ることを目的として、工事数量等の標準的な算出方法や集計方法等について取りまとめたもの https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html	
情報化施工技術の 活用ガイドライン	国営土地改良事業等における工事を「情報化施工技術活用工事」として発注・実施する場合の考え方について整理したもの https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/220812.html	

土木関係の電子納品要領等	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html	
電子化図面データの 作成要領 (案)	設計業務の実施設計の成果図面、土木工事の発注図、完成図のCADデータを作成する際に適用 ただし構想設計や基本設計において利用することも可能	
電子化図面データ 作成運用ガイドライン(案)	電子化図面データの作成要領(案) による CAD データの取扱いにかかる部分の統一的な運用を図ることを目的に作成したもの	
工事完成図書の 電子納品要領 (案)	土木工事共通仕様書及び特別仕様書に規定される資料の中から、電子的手段によって発注者に納品する成果品の電子データの形式の標準を定めたもの	

工事業務の共通仕様書等	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/index.html	
施設機械設備設計業務等 特別仕様書記載例	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/tokubetu_siyosyo/kikai_gyoumu/kikai_gyoumu_tokukisairei.html	
調査・測量・設計業務等 特別仕様書記載例	https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kyotu_siyosyo/k_tokubetu/index.html	

2 設計書の種類及び様式

(1) 設計書の種類（工事設計書作成要領（農林）（農林土木DB））

設計書の種類は下記のとおり。

ア 当初実施設計書

当初実施設計書は、次表の「設計図書等の様式一覧」に記載された様式により構成する。

イ 変更実施設計書

(ア) 変更実施設計書は、別表の「設計図書等の様式一覧」に記載された様式により構成する。

(イ) 工事費内訳表、明細表、単価表等については、変更前を上段に（ ）書きとする。

(ウ) 変更のない明細表、単価表は省略しても良いが、必ずその旨明記しておくこと。

ウ 縦覧用設計書、契約用設計書

(ア) 縦覧用設計書及び契約用設計書は、別表の「設計図書等の様式一覧」に記載された様式により構成する。

(イ) 実施設計書より金額を全て抹消した設計書（SMILESより出力した金抜設計書）を用いる。

(ウ) 工事費内訳表と明細表の工事数量には、引渡しを受ける出来型及び指定仮設の数量を示す。ただし、数量表示することによって受注者の任意性を阻害するおそれのあるもの及び足場、型枠等の任意仮設については、1式表示または出来型数量として要求しない旨を明示すること。

(I) 工事費内訳表、施工単価表・明細表・単価表等の記載数量のうち、単位が「人」又は「時間」「日」等の労務及び機械経費に係わる数量は全て抹消することを原則とする。また、機械機種、規格等表示することによって、受注者の任意性を阻害するおそれのあるものについては、当該表示を抹消または指定事項でないことを明示すること。

(オ) 図面は、出来型として要求する構造物の全ての数量を十分に確認できる内容とする。

エ 変更契約時の契約用設計書

変更契約に使用する設計書は、変更後の工事内容のみを記載し、変更前後の対照を行わない。

<実施設計書及び縦覧用設計書>

設計書の審査や業者見積りに必要な事項を記載し、**工事の内容をできるだけ具体的に示すことを目的とする。**

<契約用設計書>

本来契約事項を図示することが目的で、それ以外は記載しないのが原則である。

但し、工事の施工上、参考となる事項を「参考」表示であることを明記したうえで記載することは差し支えない。

(2) 設計図書等の様式一覧（工事設計書作成要領（農林）（農林土木DB））

設計書は下表の順番でつづること。

項 目			当初実施 設計書	変更実施 設計書	縦覧用 設計書	契約用 設計書	出来型 設計書
1	設計書の伺い	執	○	○	－	－	－
2	実績報告書	－	－	－	－	－	○
3	実施設計書鏡（表紙）	積	○	○	○	○	○
4	位置図	GIS	○	△	○	○	○
5	工事概要表	－	○	○	○	○	○
6	変更理由書	積 or －	－	○	－	－	－
7	変更指示書（写）	－	－	△	－	－	－
8	変更対照表	積	－	○	－	－	－
9	請負費構成表	積	○	○	○	○	○
10	工事費内訳表	積	○	○	○	○	○
11	施工単価表 明細表（M明細） 単価表（T単価）	積	○	○	○	○	○
12	工期算定一覧表	積	○	－	○	○	－
13	施工パッケージ区分一覧表	積	○	○	○	○	○
14	労務費補正表	積	△	△	－	－	△
15	機械損料補正表	積	△	△	－	－	△
16	労務費補正単価表	積	△	△	－	－	△
17	機械経費補正単価表	積	△	△	－	－	△
18	施工条件一覧表	積	△	△	－	－	△
19	労務集計表	積	△	△	－	－	△
20	資材集計表	積	△	△	－	－	△
21	入力単価一覧表	積	△	△	－	－	△
22	計算式	積	○	○	－	－	○
23	仕様書一覧表	積 or －	○	○	○	○	○
24	特記（特別）仕様書	積 or －	○	○	○	○	○
25	特定建設資材の分別解体等・ 再資源化等に関する条件	積	△	－	－	－	－
26	積算基準の「見積参考資料」	積	△	－	△	－	－
27	景観配慮チェックシート	積	○	－	－	－	－
28	施工条件明示事項	－	△	△	△	△	△
29	工事数量総括表	－	○	○	△	－	○
30	単価表（数量計算書）	－	○	○	－	－	○
31	立・平積計算書（土工数量計算書）	－	○	○	－	－	○
32	土工計画図	－	△	△	－	－	○
33	ブロック積数量計算書	－	○	○	－	－	○
34	数量計算書（その他）	－	○	○	－	－	○
35	単価・歩掛算定資料	－	○	○	－	－	△
36	工法決定資料	－	○	○	－	－	△
37	関連資料	－	○	○	－	－	△
38	図面	－	○	○	○	○	○

● 帳票を作成するシステムを次のとおり記号で区分

執：執行管理システム 積：設計積算システム GIS：地理情報システム

● △は必要に応じて添付

● 工事別工事のある工事設計書は、表中の着色部を各工事を1セットとして扱う

(3) 設計書作成の要点

項目	名称	要点
1	設計書の伺い	様式は、執行管理システムの「設計登録」の帳票
2	実績報告書	出来型設計書のみ添付
3	実施設計書鏡（表紙）	様式は、設計積算システムの「印刷帳票：積算書鏡」 工事概要は、代表的な工事内容を1～3種目程度記載 <u>施設、構造物等の単位は「式」の使用を避け「箇所」「基」等、具体的な数値を記載</u> 地内は土地の内部、地先は隣接する（前面の）場所や領域で使われ、特に河川や海など、住所が定まらない場所を示す際に区別して使われることが多い。適宜判断すること。 施工位置が複数に渡る場合は、追加文字欄に「ほか」を記載する。
4	位置図	(1)設計積算システムを使用した場合は、地理情報システムとの連携にて自動生成される位置図を用いる (2)(1)以外の場合は、国土地理院発行の二万五千分の一、もしくは五万分の一の地形図を標準とする また、地区概要図も使用可とし、ポンチ絵等を補足説明図として添付する (3)施工箇所（路線）を赤色で旗上げし、工事名と方位を入れる
5	工事概要表	(1)地区名、工事名 実施設計書の地区名及び工事名 (2)工事量 実施設計書の工事概要を転記（施設、構造物等の単位は「式」の使用を避ける） (3)施工場所 実施設計書の工事箇所を転記 (4)工期 令和〇年〇月〇日まで (5)概要図 代表的な標準図を添付 (6)設計諸元 水路工 ：路線名、水路幅、水路延長、水路勾配等 道路工 ：路線名、交通区分、道路幅員、道路延長、設計CBR等 ほ場整備 ：面積、幹道・支道幅員等 畑かん施設：管路延長、埋設深、管径等 地質調査 ：箇所数、孔径、土質等 (7)摘要 主たる土質等、特記事項の要約を記入 事業全体の進捗状況、本工事の位置付け及び工事実施にかかる特記事項（関連工事、協議事項等）を説明するために作成する 事業進捗状況等の説明には、予算要求資料（概要表、概要図）や県営工事（状況）報告表等を利用する
6	変更理由書	指示書等の決裁時に理由を付している内容については、同一の内容に限り、設計（変更）伺いに添付する書面への記載を不要とする（工事の設計変更等事務処理要領の全部改正QA）
7	変更指示書（写）	
8	変更対照表	
9	請負費構成表	
10	工事費内訳表	設計積算システム「内訳表1」で作成 <u>工事工種の体系ツリーを適用し、積算書の構成、表示方法の標準化を図ること</u> 単価の作成にあたっては、施工の順序を考慮する
11	施工単価表 明細表（M明細） 単価表（T単価）	<u>土地改良工事数量算出要領（案）を参考に、数量の単位や数値に注意して作成すること</u> <u>農地の標準歩掛以外の歩掛を適用した場合、根拠（参考資料名等）を明示する</u> <u>資材単価は、出所の資料名、ページ等を明示する</u> 但し、県建設資材等価格表を使用の場合は、選定条件として金額を入力する場合を除き、省略してよい
12	工期算定一覧表	「公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律」の趣旨に基づき、 <u>工期設定の根拠を明示するために「工期算定一覧表」「や「概略工程表」をPPIや契約用設計書にも添付する</u>
13	施工パッケージ区分一覧表	
14	労務費補正表	
15	機械損料補正表	
16	労務費補正単価表	
17	機械経費補正単価表	
18	施工条件一覧表	
19	労務集計表	

項目	名称	要点
20	資材集計表	
21	入力単価一覧表	
22	計算式	
23	仕様書一覧表	設計積算システム「特記仕様書登録」から登録
24	特記（特別）仕様書	<u>工事の施工にあたり、施工条件の明示が必要な事項については、施工条件明示事項または、特記仕様書に記載</u> 明示した条件に変更が生じた場合は、静岡県建設工事請負契約約款の関連する条項に基づき、適切に対応 特記（特別）仕様書、施工条件明示事項で変更がない場合については、変更時は省略する旨を記載した紙面を添付する
25	特定建設資材の 分別解体等・再資源化等に関する条件	農林土木工事における分別解体等・再資源化等及び再生資源活用工事実施要領に基づき、「分別解体等の方法」、「再資源化等をするための施設の名称及び所在地」のほか、受入時間等の処分条件について設計図書等に記載し、発注者の設定する積算条件を受注予定者に対し明確にすることとする
26	積算基準の 「見積参考資料」	<u>静岡県積算基準決定要領・見積徴収に関する取扱いのとおり、積算基準は公表することとなっているが、単価を公表することにはなっていない</u> ただし、発注者が意図する作業内容について、入札参加者が設計計上できるように、発注時に設計条件等を適切に明示する
27	景観配慮チェックシート	しずおか色彩・デザイン指針（社会資本整備）運用方針に基づき作成する
28	施工条件明示事項	特記（特別）仕様書に全ての条件明示がされている場合は省略可能
29	工事数量総括表	工事数量総括表を作成するにあたっては、 <u>工事工種の体系化ツリー</u> を参照する 計上数量の単位と数値は、 <u>土地改良工事数量算出要領（案）</u> による
30	単価表（数量計算書）	計上数量の単位と数値、計算に使用する資材の単位質量等は、 <u>土地改良工事数量算出要領（案）</u> による 単価の作成にあたっては、施工の順序を考慮する <u>農地の標準歩掛以外の歩掛を適用した場合、根拠（参考資料名等）を明示する</u> <u>資材単価は、出所の資料名、ページ等を明示する</u> 但し、県建設資材等価格表を使用の場合は、選定条件として金額を入力する場合を除き、省略してよい
31	立・平積計算書 （土工数量計算書）	土工の数量算出区分は、 <u>土地改良工事数量算出要領（案）</u> による区分を適用するほか、施工区分（適用歩掛による区分）を考慮する 作業土工（床掘、埋戻）数量及び構造物周辺数量は、形状が複雑なものを除き、数学公式等により計算で求めることを基本とする CADによる場合は、適宜結果を確認したうえで適用できるものとする 総括表または単価表に計上する数値がどれか、マーキングするなどして明示する
32	土工計画図	土工計画の考え方を説明するために作成するもので、土の流用、搬出入等が単純な場合は、省略してよい
33	ブロック積数量計算書	数量計算書は、施工箇所ごとに区分して作成する 総括表または単価表に計上する数値がどれか、マーキングするなどして明示する
34	数量計算書（その他）	総括表または単価表に計上する数値がどれであるか、マーキングするなどして明示する
35	単価・歩掛算定資料	出所の資料名、ページ等を記入する
36	工法決定資料	該当箇所にマーキングする 出所の資料名、ページ等を記入する
37	関連資料	積算資料に添付していない関連資料（特に当該工事で施工する重要構造物の設計、構造計算等に関する根拠資料）について、資料名、参照箇所、資料の保管場所等を記載する
38	図面	<u>出来型として要求する構造物の全ての数量を十分に確認できる内容とする</u>

●市町村、改良区への譲与用の作成は、協議のうえ決定する。譲与先が提出不要とした場合は、その旨を記載した協議文書を残すこと

(4) 工事工種の体系化【農林水産省HP】https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html

工事費の積算に「工事工種の体系化」を適用し、積算書の構成、表示方法の標準化を図る。

「工事工種の体系化」とは、積算書の階層数や階層定義、細分化方法などの構成方法及び工事数量表並びに積算書の用語名称や数量単位などの表示方法を各工事工種ごとに標準化・規格化するもので、これにより契約内容の明確化を図り、併せて、積算業務の合理化を図るものである。

各工種は、一部を除き設計積算システムに登録されている。ため池工事については、県独自ツリーに登録している。

(5) 体系ツリーの各階層レベルの定義（土地改良工事積算マニュアル Ⅲ. 積算書 3. 工事工種の体系化）

体系ツリーには階層があり、次のように構成されている。

階層名称	内 容	例	備 考
工種区分	工事の種類	ほ場整備工事	
費目区分	直接工事費又は共通仮設費の費目		
工 種	費目区分レベルを構成するもののうち作業単位名、構造物名等の総称	土工	補助的な表示は、工区、路線など
種 別	工種レベルを細分した作業単位名、構造物名等	掘削工 盛土工	補助的な表示は、型名、号数など
細 別	工事施工上の作業単位、材料単位名等、契約に用いる工事数量表に数量を表示すべき区分	土砂掘削、軟岩掘削 流用土盛土、発生土盛土	体系用語を適用する
規 格	細別レベルを構成する作業単位、規格には材料単位等の材質、規格並びに契約上明示する条件等		

(6) 工事工種の体系用語【農林水産省HP】https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/index.html

設計書で使用する用語は、原則として「工事工種の体系用語」とする。体系用語には、従来とは定義が異なるものがあるので注意すること。

(7) 数量の単位及び数値【農林水産省HP】<https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/>

各数量における単位及び数値は、土地改良工事数量算出要領（案）に準ずるものとする。

(8) 構造物の計上方法

種別レベルで構造物を区別する⇔構造物の施工箇所が点在する場合、その施工箇所ごとに計上する

ア 作業土工（床掘、埋戻）は、構造物（施工箇所）ごとに計上する

イ 側溝類等の延長方向に均一な構造物は、構造物の細別に作業土工（床掘・埋戻）を含めて計上する

延長方向に均一な構造物基礎等には基面整正を含めて計上できるが、施工単価「バックホウ機械（小規模）」（作業内容「床掘」の時）及び「人力床掘」は、歩掛に基面整正を含むので二重計上しないように注意すること。

例 農道工事

工 種	種 別	細 別
ブロック積工	コンクリートブロック工 第3号	— 床掘 — 埋戻 — コンクリートブロック基礎 — コンクリートブロック積 — 裏込材 — 天端コンクリート
	コンクリートブロック工 第4号	— 床掘 — 埋戻 — コンクリートブロック基礎 — コンクリートブロック積 — 裏込材 — 天端コンクリート

(9) 複数の工区、路線等がある場合の計上方法

ほ場整備等、工区単位で工事費を分ける必要がある場合は、工種レベルで分類する。
必要に応じてコメント行や規格欄に工区名等を記入すること。

例 ほ場整備工事

区分	工種
直接工事費	整地工（１工区） 用水路工（１工区） 排水路工（１工区） 整地工（２工区） 用水路工（２工区） 排水路工（２工区）

(10) 既設構造物の撤去・運搬・処理費の計上方法

各工種の体系ツリーによる。基本的に作業残土処理工と同様に工事全体で一括して種別「構造物
取壊し工」の系統に計上する。

(11) 工事数量表の作成方法

畑かん工事の「継手類」等、部品の種類が多いものは、明細表を作成し「１式」で計上できる。
但し、「１式」で計上した内容は、次のいずれかの方法により契約用設計書において明示する。
この場合、数量表添付か図示かを明細書の備考等に記載する。

ア 数量表を作成して、契約用設計書に添付する。（特記仕様書に含めてもよい）

(ア) 下表を参考に「１式」計上した部分の「工事数量表」を作成して添付する。

工種	規格	単位	数量	備考
・・・塩ビ管継手類	塩ビVP100mm用	式	1.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	ソケット A形 径100	個	14.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	径違ソケット A形 100×75	個	20.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	エルボ A形 径100	個	14.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	90° ベンド B形 径100	個	20.0	
・・・塩ビ管継手類	塩ビVP200mm用	式	1.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	90° ベンド B形 径200	個	12.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	22 1/2° ベンド B形 径200	個	16.0	
硬質塩化ビニル管TS継手	5 5/8° ベンド B形 径200	個	33.0	

(イ) 委託成果等、既存資料の数量表を流用する。

(ウ) 明細表の該当部分を利用する。この場合、余分な記載は必ず消去すること。

イ 設計図面に１式計上した部品類の数量表を表示する。

第2 仕様書

1 仕様書の重要性

工事請負契約による工事の実施は、「仕様書」「設計書」及び「図面」（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）により施行されるものであるから、両者により工事内容、数量等、工事施工上の必要条件がすべて具備されたものでなければならない。

（注）「現場説明書」とは、工事の入札に参加する者に対して発注者が当該工事の契約条件等を説明するための書類をいう。

「質問回答書」とは、現場説明書及び現場説明に関する入札参加者からの質問書に対して発注者が回答する書面をいう。

2 工事仕様書の構成

（1）農林土木工事共通仕様書（工事検査課DB）

農林土木工事共通仕様書は、静岡県の発注する農林土木工事（農地工事、治山工事、道路工事、公園工事、地すべり防止工事その他これらに類する工事）に係る静岡県建設工事請負契約約款及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他必要な事項を定め、もって契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

各建設作業の順序、使用材料の品質、数量、仕上げる程度、施工方法等工事を施工するうえで必要な技術的要求、工事内容を説明したもののうち、あらかじめ定型的な内容を盛り込み作成した図書をいう。

（2）特記仕様書

共通仕様書を補足し、工事の施工に関する明細及び工事に固有の事項を定める図書をいう。

3 一覧表を記載した書面により契約書へ編纂する仕様書

「建設工事請負契約書等への仕様書の編さん省略について（通知）」による。一覧表にない特記仕様書については、個々に編さんするものとする。

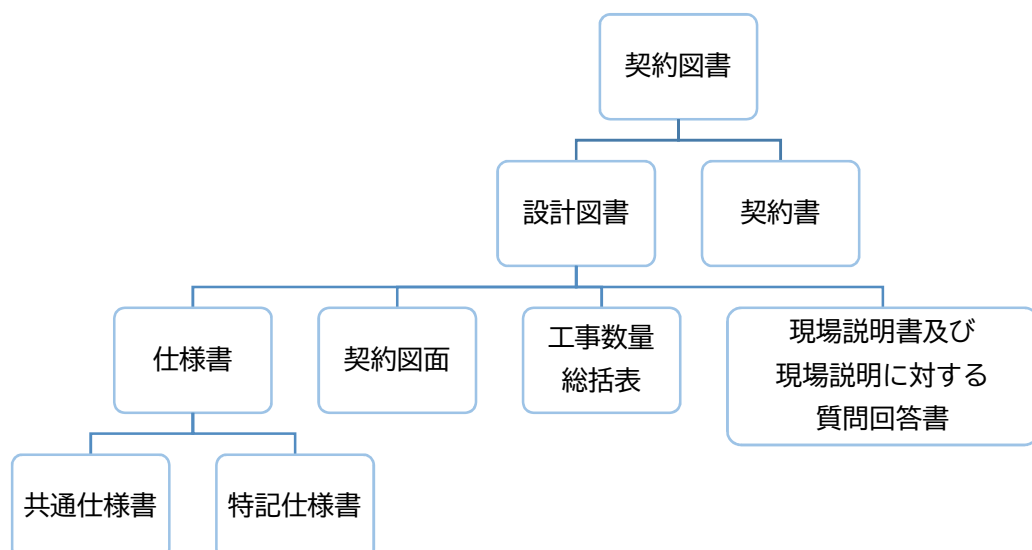
● 契約図書の構成（農林土木工事共通仕様書）

設計図書：仕様書、契約図面、工事数量総括表、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書

契約図面：契約時に設計図書の一部として、契約書に添付されている図面をいう

工事数量総括表：工事施工に関する工種、設計数量及び規格を示した書類

図面：入札に際して発注者が交付した設計図、発注者から変更又は追加された設計図及び設計図の元となる設計計算書等



4 工事特別仕様書様式及び記載注意事項

項 目	様 式 及 び 記 載 注 意 事 項
1 仕 様 書 名	〇〇〇事業 〔〇〇〇工事特別仕様書〕
2 総 則	〔本仕様書は、「農林土木工事共通仕様書」（以下「共仕」という。）に定めるもののほか、本工事の施工に関し必要な事項を定めるものとする。〕
3 仮 設	工事用仮設道路等の位置、仮設建物の位置等受注者の仮設について、特に指示する事項を記載する。なお、指定仮設としたものについても記載する。 また、土捨場、一時置土等はその位置を明確にするとともにその処理についても記載する。
4 用地買収および補償	発注者側において買収又は補償する用地及び物件等並びに受注者で準備する用地及び物件等に分けて、それぞれ指示事項を記載する。
4-1 発注者側で確保している工事用地等	〔発注者側で確保している工事用地及び工事の施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は別添図面〇-〇に示すとおりである。〕
4-2 受注者が確保する用地	〔発注者側で確保している工事用地等以外に現場事務所、倉庫、監督員詰所等の用に供する用地及び材料置場用地等の用地確保の必要が生じた場合は受注者の責任において確保するものとする。なお、工事が完了したときには現状に復するものとする。〕
4-3 工事用地等の使用	〔工事用地等の使用に先立ち用地の境界を監督員と打合せのうえ、明確にしておくとともに、工事用地等及びこれに隣接する土地との間に問題を生じないよう十分留意のうえ使用するものとする。〕
5 中 間 検 査	〔本工事は、中間検査の対象工事でありその実施については、中間検査実施基準実施基準による。中間検査の時期は…〕
6 検 査 材 料	〔静岡県建設工事請負契約約款第13条14条及び「共仕」第2編第1章第2節に規定する検査材料は下記のとおりとする。〕 例 (1) PC杭 (2) コンクリートフリューム（静岡県協会型）
7 施 工	工事を施工するうえにおいて、必要な事項を工種別にそれぞれ記載する。
8 施 工 管 理	施工管理は「共仕別冊」出来型管理基準によるものとするが、具体的な様式については特別仕様書に明示することが望ましい。
9 変 更	他の契約書類に明示がなく、設計変更の必要があると思われる事項（共通仮設費積上げ分を含む）について記載する。
10 そ の 他	特に指示する必要がある場合に記載する。 (注) 〔 〕内文章は記載例

第3 設計図

1 参考資料

(1) 農林水産省

土木関係の電子納品要領等	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/nouhin_youryou/doboku.html
電子化図面データの作成要領(案)	設計業務の実施設計の成果図面、土木工事の発注図、完成図のCADデータを作成する際に適用 ただし構想設計や基本設計において利用することも可能
電子化図面データ 作成運用ガイドライン(案)	電子化図面データの作成要領(案)によるCADデータの取扱いにかかる部分の統一的な運用を図る ことを目的に作成したもの

(2) 県

名称	内容
静岡県CAD製図基準による成果品作成方針	静岡県が発注する工事および委託業務等に係る図面の成果品を電子的手段により提出する際の基準を定めたもの
静岡県情報共有・電子納品運用ガイドライン	静岡県の発注する公共事業で情報共有及び電子納品を実施するにあたり、対象範囲、適用基準類、発注者と受注者が留意すべき事項等を示したもの

2 図面の規格(平成25年3月11日 事務連絡)

設計書(当初実施設計書、変更実施設計書、縦覧用設計書、契約用設計書及び出来形設計書)に添付する図面については、日本工業規格(JIS-P-0138)A1版を標準としているが、図面の表記内容が十分確認できかつ裏面に契約印の押印が可能である場合に限り、同規格A3版以上の規格の用紙とすることができるものとする。

3 図面の作成及び着色の留意事項

- 図面の順序は、次ページの表を標準とする。
- 図面の番号は、分数形であらわし、分母は総数、分子は図面の番号とする。
- 実施設計書用及び契約書用には契約区分(「当初」、「第〇回変更」)、出来型設計書用には「出来型」を標題の下(欄外)に表示する。
- 図面には必ず図面目録を添付する。
 - 図面目録には、工事名、図面番号、図面名称、枚数を記載する。
 - 変更時は、工事名の次に(第〇回変更)と記入する。
- 契約条件になる表示と参考表示を明確に区別する。
 - 図面の一部に参考表示がある場合は、参考表示について但し書きをする。
例：()内は参考値である。
 - 参考として添付する図面には、図面名称に“(参考図)”を記載する。
- 図面の中に当該工事に関係しない構造物等の記載がある場合、次のいずれかの方法で当該工事で施工する構造物等と明確に区別する。
 - ア 当該工事の構造物等の図、標題、旗上げ等を着色する。
 - イ 当該工事に関係ない構造物等の図、標題等に×印や取り消し線を記すか、削除する。
 - ウ 標準構造物など構造物図や規格欄が選択形式となっている場合は、該当に○印をつける。
- 図面の折りたたみの大きさは、幅148mm、長さ210mmを標準とする。(A版)
なお、既に農林規格等で納品されている図面は、従来の大きさでよい。

(A-1版の例)



- 縦覧用設計書及び契約用設計書の図面も、当該工事の内容を明らかにするために図面着色を行う。

4 個別の留意事項

図 面 名 称	留 意 事 項	
1 一般平面図	着色	・ 工事区間を旗上げし、工事名及び代表工種・数量を記載して着色する。 ・ 工事領域を着色する。
2 平面図	着色	・ 工事区間を旗上げし、工事名及び代表工種・数量を記載して着色する。 ・ 工事領域を着色する。 ・ 本工事で施工する構造物の旗上げを着色する。但し、工事区間の構造物がすべて施工対象である場合は省略してもよい。
3 縦断面図	着色	・ 工事区間を旗上げし、工事名及び代表工種・数量を記載して着色する。 ・ 「測点」欄の工事区間を着色する。複数葉のときは、各葉の起終点の部分着色する。 ・ 標準断面図がある場合は、施工部分を着色する。
4 標準断面図	着色	・ 当該工事で施工する部分を着色する。 但し、すべてが施工対象である場合は、着色を省略してよい。
5 横断面図	着色	・ 工事区間を旗上げし、工事名(略称)を起終点部に記載して着色する。 工事名(略称)の例：「R7-2工事」 ・ 工事区間の起終点断面と各葉の起終点断面について、施工する部分を着色する。
	記述	・ 添付図の1枚目には、必ず土工区分の凡例を記載する。
6 構造図及び詳細図	着色	・ 図面に当該工事に関係ない構造図がある場合、着色等により当該工事で施工する構造図と明確に区別する。 区別の方法は、前述3(6)による。
	記述	・ 二次製品の詳細図について、以下に留意する。 1) 製品指定をしない場合は、参考資料として添付し、必要とする規格・性能について「〇〇同等品以上とする」等を明示する。 2) 寸法を指定しない部位の数値は、()書きとして、その旨を但し書きする。
7 土工定規図	着色	・ 当該工事で施工する部分を着色する。 但し、すべてが施工対象である場合は、着色を省略してよい。
	記述	・ 工事工種の体系用語の定義に基づく用語及び数量算出区分を適用するほか、施工区分(適用歩掛による区分)を考慮する。 特に掘削、床掘、構造物周辺数量区分に注意する。
8 仮設関係図	記述	・ 指定仮設であるか、任意仮設であるかを明確に区別する。 ・ 任意仮設の図面は、参考図であることを明示のうえ添付する。
9 【用地境界図】	着色	・ 境界杭を設置する場合は、杭位置を着色する。
	記述	・ 座標が記載されている用地平面図を使用する。 ・ 境界杭を設置する場合は、杭位置に○印と杭番号を記載する。
10 【公図写】	着色	・ 必要に応じて工事区域を着色する。
	記述	・ 工事実施にあたり受注者が関係する用地の範囲、地権者を把握する必要がある場合に「参考図」として添付する。(関係地権者の住所、連絡先も判るとよい。)
11 位置図	着色	・ 工事現場、土取場、残土受入地、産廃処理施設等の位置を赤丸等で図示する。
	記述	・ 実施設計書用には、運搬経路、運搬距離、DID区間等を表示する。 ・ A4版で作成し、設計書(特記仕様書等)に添付してもよい。

※ 【用地境界図】 【公図写】等の個人情報を含む資料は、縦覧用・契約用には原則として添付しない。

※ 道路付帯構造物の標準図は農林土木DBを参照すること

第4 積算資料

本書における「積算資料」とは、設計書の数量、歩掛、単価等の積算根拠となる資料を総称したもののことをいう。作成の留意事項は以下のとおり。

1 共通事項

- (1) 設計書を審査しやすくするため、可能な限り資料を統一化する目的で、積算資料の様式・作成例を示したので、これらを参考とすること。
- (2) 数量計算の単位及び数位は、土地改良工事数量算出要領（案）に準ずるものとする。
- (3) **積算根拠（単価の出典元や数量計算式）は、設計書の備考欄ではなく、積算資料に記載することを基本とする。**

設計書の備考欄は、主として名称（規格）の記載を補足するために利用すること。

（例 工事目的物の施工箇所、数量、寸法、形状、仮設区分など）

- (4) **積算資料は、参照元のページや図面番号を明記すること。**
- (5) 数量計算書の作成を業務委託する場合、特記仕様書において作成方法に関し、以下の内容を指示すること。
 - ・ 土地改良工事数量算出要領（案）による工事数量の算出区分を適用するほか施工区分（適用歩掛による区分）を考慮すること。
 - ・ 「工事工種の体系化ツリー」「工事工種の体系用語」を使用すること。
 - ・ 数量の単位及び数位は、土地改良工事数量算出要領（案）によること。
 - ・ 数量計算書の様式は、本書の様式に準拠するものとし、業務成果品として電子データを納品すること。（ファイル形式をExcelまたはwordで指定する。）
- (6) 数量計算を行う場合、次の事項について特に注意すること。
 - ・ 数量計算が終了した段階において、工事工種の体系化で定められている細別レベル欄と突き合わせ、単位違い、漏れがないことを確認する。
 - ・ 左右対称の数量を片側で計算した場合、2倍の数量にしているか。
また、標準断面や個当りで数量を計算した場合、延長や必要個数を乗じているか。
 - ・ スケールアップ及びプラニメータ使用の場合に縮尺は誤っていないか。
 - ・ 控除すべき部分は差し引かれているか。
 - ・ 数量計算書が設計図、仕様書等の内容を正確に反映しているか。（数量や規格が一致しているか。）

2 積算資料の管理について

会計実地検査や監査の準備及び受検時に、工事の設計・積算の根拠とした資料の所在が不明であることが少なくない。特に担当者が変わった場合に多く、管理を担当者個人に委ねていることが一因となると考えられる。このため、会計実地検査時に必要となる設計・積算根拠資料は、次のとおり取扱う。

- (1) 工事の設計・積算根拠とした資料は、できるだけ実施設計書に積算資料として添付するものとする。
- (2) 添付していない資料のうち紙は、工事毎にファイルを作成して、契約書綴りまたは出来型設計書と共に文書保存箱に保管する。（契約書綴りとするか出来型設計書とするかは、各事務所で決める。）
電子データは、資料名や参照ページがわかるようにし、出来型設計書のデータとともに保存する。
- (3) 設計報告書などで該当する部分のページ数が多いもの、また他の工事でも使用する資料などはファイルに含めなくてもよい。ただし、それらの資料は、資料名、参照したページ、資料の保管場所を明らかにしておく。
- (4) ファイルの保存期限は、契約書関係に準じる。（5年保存）
- (5) 整理が不十分なデータであっても、バックデータとして使用したものはファイルに収めて引継ぐようにする。

第2章

数量算出編

第1 基本事項

1 基準、要領

数量の算出には、農林水産省が制定した以下の基準、要領等を参考にするものとする。

設計・施工・入札等 (工事・業務関連文書)	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html	 【農林水産省HP】
土地改良工事積算基準 (緑本)	【土木工事】土地改良事業等請負工事のうち土木工事の積算に当たって、標準的な工事の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/sekisan_kijun/index.html	
	【調査測量・測量・設計】土地改良事業等請負工事のうち調査・測量・設計業務の積算に当たって、標準的な業務の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの	
	【機械経費】土地改良事業等請負工事の積算に当たって、工事の施工に使用する機械の標準的な価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの	
	【施設機械】土地改良事業等請負工事のうち施設機械工事及び施設機械に係る設計業務等の積算に当たって、標準的な価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの	
土地改良工事 数量算出要領 (案)	国営土地改良事業等の工事費積算業務のより合理的かつ的確な運用を図ることを目的として、 <u>工事数量等の標準的な算出方法や集計方法等について取りまとめたもの</u> https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/suryo/index.html	

第2 土工

1 土量変化率（[土地改良工事積算基準](#) 土地改良事業等請負工事標準歩掛・施工パッケージ型積算基準 1. 土工）

土量変化率は、[土地改良工事積算基準](#) 土地改良事業等請負工事標準歩掛及び施工パッケージ型積算基準 1. 土工によるものとする。

2 土質分類と土質区分の対応

（[土地改良工事数量算出要領（案）](#)、[土地改良工事積算基準](#) [施工パッケージ型積算基準](#) 1. 土工）

土質分類は、[土地改良工事数量算出要領（案）](#) 第2章 土工によるものとする。

土質区分の対応は、[土地改良工事積算基準](#) 土地改良事業等請負工事標準歩掛及び施工パッケージ型積算基準 1. 土工によるものとする。

3 土量換算係数の考え方について（平成8年7月22日 事務連絡 農林土木DB）

盛土、埋戻しに関する土量換算係数の考え方については、土量操作（横断流用、縦断流用等）を行う場合の換算係数と、単価表を作成するために行う換算係数とは分けて考えるものである。

今回、再確認を行うという観点から単価表、明細書作成に伴う計上数量及びこれに伴う土量換算係数（f）の考え方を以下に示す。

（1）基本的な考え方

横断流用、縦断流用等を行う場合の盛土、埋戻しの作業において、締固めた状態を求める場合、また掘りゆるめた状態のものを地山状態に戻す場合など、転圧後の求める状態により土量換算係数を考慮「する」・「しない」を判断する。

ア 人力土工

- ・ 盛土、埋戻しの転圧区分Ⅰを使用した場合は、土量換算係数は考慮しない。
- ・ 盛土、埋戻しの転圧区分Ⅱを使用した場合は、土量換算係数は考慮する。

イ 機械土工

- ・ ブルドーザ押土など、締固めを必要としない場合は、土量換算係数は考慮しない。
- ・ 締固めた状態まで求める場合は、土量換算係数を考慮する。

ウ 掘りゆるめた状態のもの（前年度は仮置等をした流用土、購入土等）を使用し、地山状態及び締固めた状態まで求める場合は、土量換算係数を考慮する。

土量換算係数を考慮する場合、時間当たり作業量を算出する場合の土量換算係数（f）は1.00とするが、明細書及び単価表の計上数量は、各々の土質の変化率を考慮し、盛土、埋戻し時に必要となる数量を計上する。

（2）例示

ア 砂質土100m³当たりにより例示した。

イ 土量換算係数（f）の考え方は下記による。

※土量操作を行う場合については地山状態を1.00とし、各々の土の変化率を考慮して掘削、盛土及び埋戻し量の計算を行う。

※明細書及び単価表等作成にあたって掘削、運搬機械等の時間当たり作業量の算定に当たっての土量換算係数（f）は常に1.00として計算する。

【例－1】自然状態（地山）のものを自然状態（地山）にする場合の明細書及び単価表等への計上数量

作業内容	明細書及び単価表等への計上数量	備考
自然状態（地山）の掘削量	100m ³	
運搬量	100m ³	
盛土、埋戻し量	100m ³	

注1）盛土及び埋戻しにおいて、締固め区分Ⅰを使用した場合等、締固め密度等を求めないような場合

【例－２】自然状態（地山）のものを締固めた状態にする場合の明細書及び単価表等への計上数量

作 業 内 容	明細書及び単価表等への計上数量	備 考
自然状態（地山）の掘削量	111m ³	
運 搬 量	111m ³	
盛土、埋戻し量	100m ³	

注1)盛土及び埋戻しにおいて、締固め区分Ⅱを使用して締固め密度等を求める場合及びブルドーザ、ローラ等の機械を使用して締固めた場合。

注2)締固め後の盛土、埋戻し量を明細書及び単価表等に計上して単価表等を作成する場合には作業の土量換算係数（f）は自然状態（地山）として考えるため掘削、運搬量は自然状態（地山）のものを締固めた状態にした場合の変化率0.90を使用して111m³となる。（100÷0.90＝111m³）

【例－３】掘りゆるめた状態のものを自然状態（地山）にする場合の明細書及び単価表等への計上数量

作 業 内 容	明細書及び単価表等への計上数量	備 考
掘りゆるめた状態のものの掘削量	100m ³	掘りゆるめられた状態の数量120m ³
運 搬 量	100m ³	掘りゆるめられた状態の数量120m ³
盛土、埋戻し量	100m ³	

注1)盛土及び埋戻しにおいて、締固め区分Ⅰを使用した場合等、締固め密度等を求めないような場合。

注2)締固め後の盛土、埋戻し量を明細書及び単価表等に計上して単価表等を作成する場合には作業機械の土量換算係数（f）は自然状態（地山）として考えるため掘削、運搬量は掘りゆるめられた状態のものを自然状態（地山）に戻した場合の変化率1.20を使用して100m³となる。（100×1.20÷1.20＝100m³）

【例－４】掘りゆるめた状態のものを締固めた状態にする場合の明細書及び単価表等への計上数量

作 業 内 容	明細書及び単価表等への計上数量	備 考
掘りゆるめた状態のものの掘削量	111m ³	掘りゆるめられた状態の数量133m ³
運 搬 量	111m ³	掘りゆるめられた状態の数量133m ³
盛土、埋戻し量	100m ³	

注1)盛土及び埋戻しにおいて、締固め区分Ⅱを使用して締固め密度等を求める場合及びブルドーザ、ローラ等の機械を使用して締固めた場合。

注2)締固め後の盛土、埋戻し量を明細書及び単価表等に計上して単価表を作成する場合には作業機械の土量換算係数（f）は自然状態（地山）として考えるため掘削、運搬量は掘りゆるめられた状態のものを自然状態（地山）に戻した場合の変化率1.20と自然状態（地山）のものを締固めた状態にした場合の変化率0.90を使用して111m³となる。（100×1.20÷1.20÷0.90＝111m³）

参考－１

- 土量換算係数（f）を1.00とし、明細書に求めようとする数量（盛土、埋戻し等に伴う設計数量）を計上し、各々の土質の変化率を考慮し数量により調整する場合。
（砂質土100m³当たりにより例示。）

計上方法内訳 換算すべき土の状態	明 細 書 及 び 単 価 計 上 設 計 数 量			明細書及び単価表作成のための土量換算係数（f）
	掘削量	運搬量	盛土埋戻し量	
自然状態（地山）→自然状態（地山）	100	100	100	1.00
自然状態（地山）→締固めた状態	111	111	100	1.00
掘りゆるめた状態→自然状態（地山）	100	100	100	1.00
掘りゆるめた状態→締固めた状態	111	111	100	1.00

２ 上記１を記号にした場合

計上方法内訳 換算すべき土の状態	明 細 書 及 び 単 価 計 上 設 計 数 量			明細書及び単価表作成のための土量換算係数（f）
	掘削量	運搬量	盛土埋戻し量	
自然状態（地山）→自然状態（地山）	100	100	100	1.00
自然状態（地山）→締固めた状態	100/C	100/C	100	1.00
掘りゆるめた状態→自然状態（地山）	100	100	100	1.00
掘りゆるめた状態→締固めた状態	100/C	100/C	100	1.00

※自然状態（地山）…1.00 締固めた状態…C 掘りゆるめた状態…L

参考－２

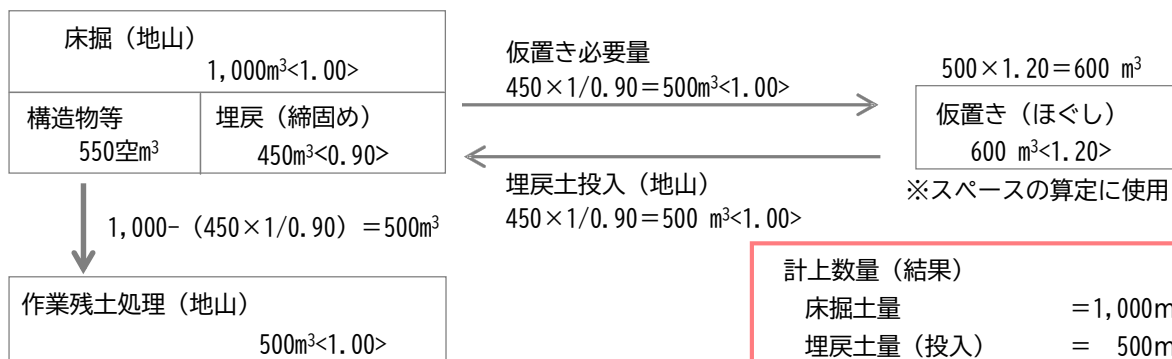
１ 土工流用の基本的な考え方（土地改良工事数量算出要領（案）参考資料－２）

- （１）土工に係わる作業能力等は、”地山の土量（掘削すべき土量）”を基本
- （２）仮置き場のスペースを計画する場合は、”ほぐした土量”を基本
- （３）盛土及び埋戻は、”締固め後の土量（出来上がりの土量）”を基本

２ 土工流用の計算例

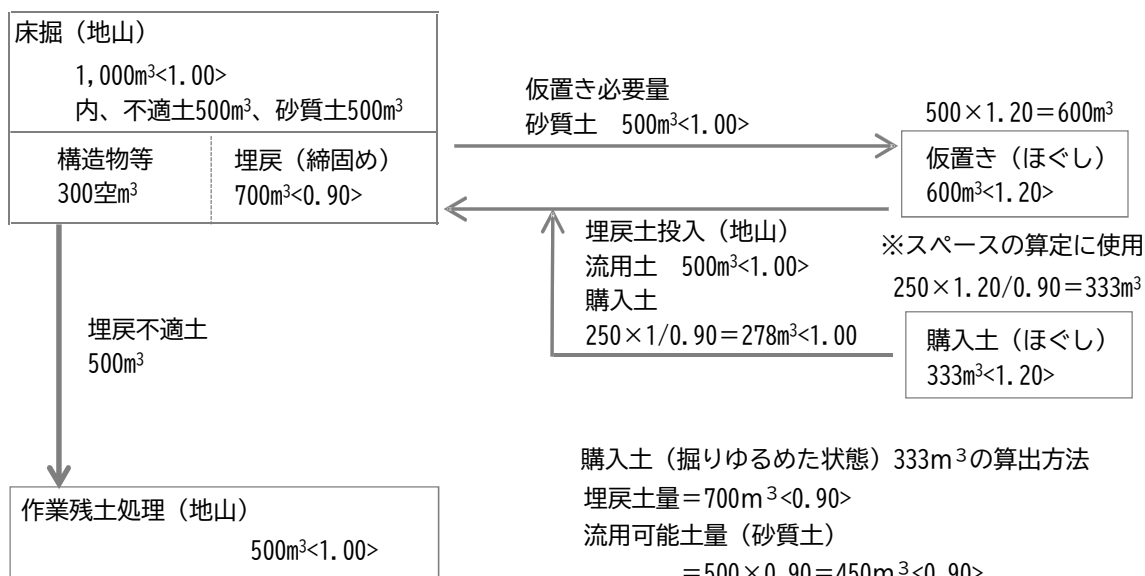
【例－１】埋戻土に掘削土を流用する場合で標準の土量変化率によった場合

条件 対象数量 : 床掘＝砂質土 1,000m³、埋戻＝450m³
 土質変化率 : 地山の状態＝1.00、ほぐした状態＝1.20、締固め後の状態＝0.90
 流用計画 ※<>は土量変化率



【例－２】埋戻の一部を購入土対応する場合で標準の土量変化率による場合

条件 対象数量 : 床掘＝1,000m³（砂質土500m³、埋戻不適土500m³）、埋戻＝700m³
 土量変化率 : 地山の状態＝1.00、ほぐした状態＝1.20、締固め後の状態＝0.90
 購入土 : 砂質土



購入土（掘りゆるめた状態）333m³の算出方法

埋戻土量＝700m³<0.90>

流用可能土量（砂質土）

$$= 500 \times 0.90 = 450\text{m}^3 <0.90>$$

$$\text{不足土量} = 700 - 450 = 250\text{m}^3 <0.90>$$

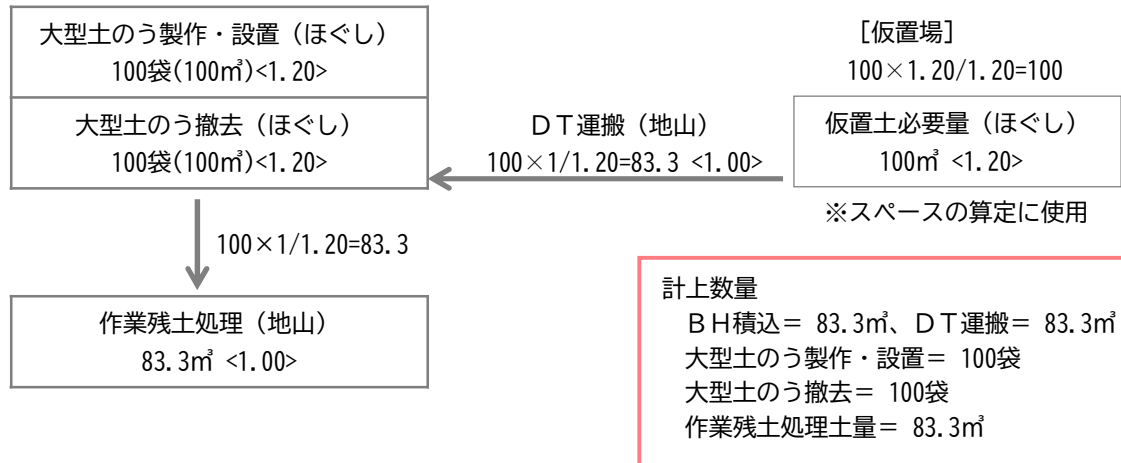
$$\text{購入土量} = 250 \times 1.20 / 0.90 = 333\text{m}^3 <1.20>$$

計上数量（結果）	床掘土量	＝1,000m ³
	埋戻土量（投入）	＝ 778m ³ （現場流用土500m ³ ・購入土278m ³ ）
	埋戻土量（敷均・締固）	＝ 700m ³ （現場流用土450m ³ ・購入土250m ³ ）
	購入土量	＝ 333m ³ （ほぐした土量）
	作業残土処理土量	＝ 500m ³

【例－ 3】 大型土のうの詰土に掘削土を流用する場合で標準の土量変化率によった場合

条件 対象数量 : 大型土のう 製作・設置=100袋 (1m³/袋)、撤去=100袋 (1m³/袋)
土量変化率: 地山の状態=1.00、ほぐした状態=1.20、締固め後の状態=0.90

流用計画



[参考図]



各ケースの注意事項

- 1 購入土の資材単価は、ほぐした状態で設定しているため、積算における計上数量は十分注意すること。
- 2 歩掛に示された能力式での土量変化率は、地山状態 <1.00>とし、土工量操作は、積算計上数量において考慮することを原則とする。
- 3 各ケースでの(地山)は『地山の状態』、(ほぐし)は『ほぐした状態』、(締固め)は『締固め後の状態』を示している。

4 機械施工の共通事項

(1) 機種の選定 (土地改良事業等請負工事標準歩掛 1 土工②機械施工の共通事項)

機種の選定は、土地改良工事積算基準 土地改良事業等請負工事標準歩掛積算によるものとする。

(2) 組合せ機械の施工 (土地改良事業等請負工事積算基準等の運用)

組合せ機械施工の場合の機械運転時間等の調整方法は、土地改良工事積算基準等の運用 土地改良事業等請負工事標準歩掛積算によるものとする。

第3 コンクリート工

1 構造物種別区分 (数量算出要領(案) 土木工事 第3章 コンクリート工 3-2 コンクリート工)

構造物種別	コンクリート構造物の分類
無筋構造物	重力式擁壁等のマッシブな無筋構造物 比較的単純な鉄筋を有する構造物で半重力式擁壁、均しコンクリート等
鉄筋構造物	水路、ボックスカルバート、水門、ポンプ場下部工、栈橋上部コンクリート、突桁又は扶壁式の擁壁及び橋台、橋脚、橋梁床版等の鉄筋量の多い構造物等
小型構造物	コンクリート断面積が1m ² 以下の連続している側溝、笠コンクリート等、コンクリート量が1m ³ 以下の点在する集水桝、照明基礎、標識基礎等
均しコンクリート	均し基礎コンクリート

2 コンクリート打設工法の選定 (土地改良工事積算基準 施工パッケージ型積算基準 コンクリート工)

コンクリート打設工法の選定は、土地改良工事積算基準 コンクリート工を標準とするが、現場状況等を考慮し、これにより難い場合は別途考慮する。

3 レディーミクストコンクリート取扱基準 (農林土木施工管理基準)

- (1) レディーミクストコンクリートを使用するときは、レディーミクストコンクリート取扱基準によるほか、JIS A 5308 (レディーミクストコンクリート) によらなければならない。
- (2) レディーミクストコンクリートの配合は設計図書による。設計図書に明記がない場合は下表を標準とする。

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	JIS規格の有無	摘 要
1	PC横桁・PC桁間コンクリート・PCホーロースラブの間詰	普通	30	12	25	N	—	—	4.5	○	
2	PCスラブ 桁の間詰	〃	24	12	25	〃	—	—	4.5	○	
3	PCパステン主桁	〃	40	12	25	H	—	—	4.5	○	
4	合成床版	〃	30	12	25	N	55	—	4.5	○	
5	非合成床版、RC床版(鉄筋コンクリート) 側溝蓋	〃	24	12	25	〃	55	—	4.5	○	
6	(鉄筋コンクリート) 地覆、壁高欄	〃	24	12	25	〃	55	—	4.5	○	
7	場所打杭 水中：オールシング 杭 リバース杭	〃	30	18	25	BB	55	350以上	4.5	○	
8	場所打杭 大気中：深礎工	〃	24	12	25	〃	55	—	4.5	○	
9	トンネル履工用 (機械打設)	〃	18	15	40	〃	60	—	4.5	○	単位セメント量270以上
10	トンネル施工用 (インバート打設)	〃	18	8	40	〃	60	—	4.5	○	単位セメント量240以上 側壁導杭の一次覆工事含む
11	(鉄筋コンクリート) 水門・排水機場(上屋を除く)・堰	〃	24	12	25	BB N	55	—	4.5	○	塩害を受けやすい構造物はBBを標準とする

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	JIS規格の有無	摘 要
12	(鉄筋コンクリート) 橋台・橋脚・函渠類・ 鉄筋コンクリート擁壁樋門・ 樋管	〃	24	12	25	〃	55	－	4.5	○	塩害を受けやすい構造物 はBBを標準とする
13	河川護岸及び砂防護岸に 使用する石積（張） 胴裏込	〃	18	8	25	BB	60	－	4.5	○	
14	厚16cm未満の側溝・集水桝・ 石積(張)胴裏込・管渠	〃	18	8	25	〃	60	－	4.5	○	
15	重力擁壁・モタレ擁壁	〃	18	8	40	〃	60	－	4.5	○	
16	石積・ストーンガード 標識及び照明灯基礎 厚16cm以上の側溝等	〃	18	8	40	〃	60	－	4.5	○	
17	重力式橋台	〃	21	8	40	〃	60	－	4.5	○	
18	均しコンクリート	〃	18	8	25 40	〃	－	－	4.5	○	厚16cm未満は粗骨材最大 寸法25mm 厚16cm以上は粗骨材最大 寸法40mm
19	セメントコンクリート舗装	舗装	(曲げ 強度) 4.5	2.5 (人力施工 等では 6.5)	40	N	45	－	4.5	○	単位セメント量 280～350
20	(河川) 護岸基礎・根固ブロック護岸 コンクリート張(平場)・堰(無 筋)	普通	18	5	40	BB	60	－	4.5	○	
21	(河川) 護岸コンクリート張(法面)	〃	18	3	40	〃	60	－	4.5	無	
22	(河川・海岸) 護岸均しコンクリート	〃	－	3	25	〃	－	170 以上	－	無	
23	(海岸) 波返し・表法張・基礎	〃	24	8	40	〃	55	－	4.5	○	
24	(海岸) 無筋コンクリート擁壁	〃	24	8	40	〃	55	－	4.5	○	
25	(海岸) 根固ブロック10 t 以上	〃	24	5	80 [40]	〃	55	－	(4.0) [4.5]	無 ○	粗骨材の最大寸法は80mmを標 準とする。 ただし、骨材の入手が困難な 場合は40mmとすることができる。
26	(砂防) 主副ダム・ 側壁(砂防)10t以上の 根固ブロック	〃	18	5	80 [40]	〃	60	－	(4.0) [4.5]	無 ○	粗骨材の最大寸法は80mmを標 準とする。 ただし、骨材の入手が困難な 場合は40mmとすることができる。
27	(砂防)流路工・護岸・ (砂防)10t未満根固ブロック	〃	18	5	40	〃	60	－	4.5	○	
28	(下水道) シールド二次覆工用等	〃	24	12	25	〃	55	－	4.5	○	

No.	種 別	コンクリートの種類	呼び強度 N/mm ²	スランプ cm	粗骨材の最大寸法 mm	セメントの種類	水セメント比 %以下	単位セメント量 kg	空気量 %	JIS規格の有無	摘 要
29	(港湾) 中詰コンクリート中詰めブロック	〃	18	8	40	〃	—	—	4.5	○	無筋コンクリート
30	(港湾) 防波堤上部工ケーソンの蓋コンクリート	〃	18	8	40	〃	60	—	4.5	○	無筋コンクリート
31	(港湾) 本体ブロック 異形ブロック(消波・被覆)	〃	18	5	40	〃	60	—	4.5	○	無筋コンクリート 消波用異形ブロックで 公称重量35 t 以上の場合は事業課と協議すること
32	(港湾) 根固ブロック	〃	18	5	40	〃	60	—	4.5	○	無筋コンクリート
33	(港湾) 係船岸上部工、胸壁、係船直柱基礎(重力式)	〃	18	8	40	〃	60	—	4.5	○	無筋コンクリート
34	(港湾) 係船直柱基礎(杭式)胸壁、係船岸上部工	普通	24	8	25	BB	55	—	4.5	○	鉄筋コンクリート栈橋上部工を除く
35	(港湾) 栈橋上部工	〃	24	12	25	〃	55	—	4.5	○	鉄筋コンクリート
36	(港湾) ケーソン・岸壁用L型・セラー・消波ブロック	〃	24	12	25	〃	55	—	4.5	○	鉄筋コンクリート
37	(港湾) 控壁、控杭上部工	〃	24	12	25	〃	55	—	4.5	○	鉄筋コンクリート
38	(港湾) エプロン舗装	舗装	(曲げ強度) 4.5	2.5 (人力施工等では 6.5)	40	N	—	—	4.5	○	
39	(港湾) 水中コンクリート	普通	—	13～18	25	BB	50	370以上	4.5	無	

- 注 1 骨材の最大寸法25mm及び80mmは地域的に骨材の入手が不可能な場合のみ20mm及び40mmとすることができる。
- 2 水セメント比については、鉄筋コンクリート構造物は55%以下、無筋コンクリート構造物は60%以下としなければならない。(ただし、PC構造物については別途事業課と協議)
- 3 設計図書に塩害対策を必要とする旨、明示した場合の橋梁上部工に用いるコンクリートの水セメント比は50%以下、橋梁下部工に用いるコンクリートの水セメント比は55%以下を標準とする。
- 4 セメントの種類は、N：普通ポルトランドセメント、H：早強ポルトランドセメント、BB：高炉セメントB種を示している。
- 5 橋梁に関するものは、静岡県橋梁設計要領(令和3年10月)I-50を参考にすること。
- 6 エプロン舗装に関して、手仕上げ又は簡易的な機械による施工を行う場合、設計図書に関する監督員の承諾を得て、スランプ6.5cmのコンクリートを使用できる。
- 7 表中の「-」は、基準値を定めないことを示す
- 8 コンクリート舗装における、コンクリート版厚及びコンクリート強度は、下表のとおりとする。

交通量区分	コンクリート版厚 (cm)	設計基準曲げ強度 (MPa)
大型車なし	12	4.4
I-1 交通、I-2 交通	15	4.4

第4 仮設工（静岡県設計変更ガイドライン（土木工事編）（工事等の契約実務要覧DB））

1 指定・任意の使い分け

仮設、施工方法の指定・任意については、約款第1条第3項のとおり、適切に扱う必要がある。

- (1) 任意については、その仮設、施工方法の一切の手段の選択は受注者の責任で行う。
- (2) 任意については、その仮設、施工方法に変更があっても、原則として設計変更の対象としない。
- (3) ただし、指定・任意ともに当初積算時の地形条件と現地の地形が異なることによる変更は行う。

2 静岡県建設工事請負契約約款（抜粋）

約款第1条第3項により、設計図書に指定されていなければ、工事実施の手段、仮設物等は受注者の裁量の範囲である。

（約款第1条第3項）

仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この約款及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。

指定と任意の考え方

	指 定	任 意
設 計 図 書	施工方法等について具体的に指定する	施工方法等について具体的に指定しない
施工方法等の変更	発注者の指示または承諾が必要	受注者の任意 （施工計画書等の修正、提出は必要）
施工方法の変更がある場合	設計変更の対象とする	設計変更の対象としない
条件明示に変更がある場合	設計変更の対象とする	設計変更の対象とする

3 留意事項

- (1) 仮設、施工方法等には、指定と任意があり、発注においては、指定と任意の部分を明確にする必要がある。
- (2) 発注者（監督員）は、任意の趣旨を踏まえ適切な対応が必要。
※任意における下記のような対応は不適切
ア ○○工法での積算であるため、「○○工法以外での施工は不可」とする対応。
イ 受注者から新技術の活用について提案があった場合に、「積算上の工法で施工」とする対応。
- (3) ただし、任意であっても、設計図書に示された施工条件と実際の現場条件が一致しない場合は変更できる。
- (4) 標準歩掛とは、汎用的な各種工法において数多くの工事施工実績に基づき標準的に用いられる労務及び機械の歩掛、材料損料及び材料損失量、電力量等を定めたものであり、予定価格算出の基礎資料とするものであって、実際の施工における工法や施工機械を規定するものではない。
実際の施工を標準歩掛に合わせる必要はなく、標準歩掛の適用範囲を外れる場合は別途考慮するものとする。
（Ⅳ．土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用事項 土地改良事業等請負工事標準歩掛の運用）
※下記のような対応は不適切
ア 施工計画書にある使用機械の規格が積算と異なるため、積算で計上した規格のバックホウを使うよう指示する
イ クラムシェルで施工していたので、積算で計上しているラフテレーンクレーンで施工するよう指示した

第3章

積算（工事）編

第1 積算基準

静岡県が施工する土地改進黨業等の農林土木工事の積算基準及び歩掛は、農林水産省が制定した「土地改良工事積算基準（土木工事）」「土地改良工事積算基準（施設機械）」「土地改良工事積算基準（機械経費）」を準用するものとする。

1 適用範囲

静岡県が施工する土地改進黨業等の農林土木工事（営繕工事、建築工事、特殊工事を除く）に適用する。

ただし、この基準により難いと認められる場合は、この限りではない。

2 用語の読み替え

前項の基準を準用する場合において、同基準中にある通達等の用語は、次のとおり読み替えるものとする。

農林水産省 …………… 静岡県

国営事業、直轄工事 …… 県営工事

(1) 土地改良工事積算基準（土木工事）

通達等	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html	 【農林水産省HP】
価格積算要綱 積算基準 共通仮設費算定基準 標準歩掛 積算参考歩掛 施工パッケージ型積算方式 積算基準等の運用	請負工事費の基本構成、構成費目 工種区分、直接工事費及び間接工事費、一般管理費の費目等 共通仮設費率の対象項目や別途加算項目等の説明 歩掛調査を基に作成した歩掛 調査事例が少ない等の理由により、今後引き続き事例収集に努める歩掛 機械・労務・材料費をまとめてパッケージ化した施工単価 各要綱や基準の適切な適用を図るための運用及び留意事項を示したもの（Q&A）	

(2) 土地改良工事積算基準（施設機械）

通達等	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html	 【農林水産省HP】
積算基準 標準歩掛 積算基準等の運用 参考資料 施工パッケージ型積算方式 施設機械設備点検・整備積算基準 施設機械設備点検・整備標準歩掛 施設機械設備点検・整備積算基準等の運用 電気通信設備点検業務積算基準等（参考資料） 電気通信設備運転管理業務積算基準（参考資料） 設計業務の価格積算基準 設計業務標準歩掛 価格積算基準（施設機械）等の運用 機能診断業務（施設機械）の積算参考歩掛	請負工事費の構成、費目 材料費、機器単体費、労務費、塗装費、直接経費及び輸送費について必要な事項 各基準の適切な適用を図るための運用及び留意事項を示したもの 機械・労務・材料費をまとめてパッケージ化した施工単価 用排水ポンプ設備、水門設備等の点検・整備費積算基準 施設機械設備点検・整備積算基準に基づく労務費 電気通信設備等の点検業務の積算 設計業務及び積算参考資料作成業務の積算基準 土地改進黨業により造成された施設機械設備（水門設備、用排水ポンプ設備及び電気設備）に関する機能診断業務の歩掛	

(3) 土地改良工事積算基準（機械経費）

通達等	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/index.html	 【農林水産省HP】
機械経費算定基準 仮設材経費算定基準	機械経費の構成、機械損料や運転経費の積算及び補正、賃貸機械	

3 施工地域区分（土地改良工事積算基準 土地改良事業等請負工事積算基準 別表3）

施工地域区分	工種区分	対象
一般交通影響有り (1) - 1	舗装工事	舗装工事2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上、の車道において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
一般交通影響有り (2) - 1	舗装工事	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む。)
市街地(DID補正) (1) - 1	舗装工事	市街地部が施工箇所に含まれる場合。
一般交通影響有り (1) - 2	舗装工事 以外の工種	2車線以上(片側1車線以上)かつ交通量(上下合計)が5,000台/日以上、の車線において、車線変更を促す規制を行う場合。ただし、常時全面通行止めの場合は対象外とする。
一般交通影響有り (2) - 2	舗装工事 以外の工種	一般交通影響有り(1)以外の車道において、車線変更を促す規制を伴う場合。(常時全面通行止めの場合を含む)
市街地(DID補正) (1) - 2	舗装工事 以外の工種	市街地部が施工箇所に含まれる場合。
山間僻地及び離島	全ての工種	人事院規則における特地勤務手当を支給するために指定した地区、及びこれに準ずる地区の場合。
中山間地域	全ての工種	農林統計上用いられる地域区分のうち、中間農業地域と山間農業地域の場合。

※コンクリートダム及びフィルダム工事は適用しない。

注1) 市街地とは、施工地域が人口集中地区(D I D地区)及びこれに準ずる地区をいう。

なお、D I D地区とは、総務省統計局国勢調査による地域別人口密度が4,000人/km²以上でその全体が5,000人以上となっている地域をいう。

注2) 中間農業地域と山間農業地域は、農林水産省大臣官房統計部で整理している「農業地域類型一覧表」に示す旧市町村名に該当する地域をいう。なお、詳細は農林水産省ホームページを参照されたい。

【https://www.maff.go.jp/j/tokei/chiiki_ruikei/setsume.html】

注3) 適用条件の複数に該当する場合は、適用優先順によるが、共通仮設費で決定した施工地域区分と現場管理費と同じものを適用すること。

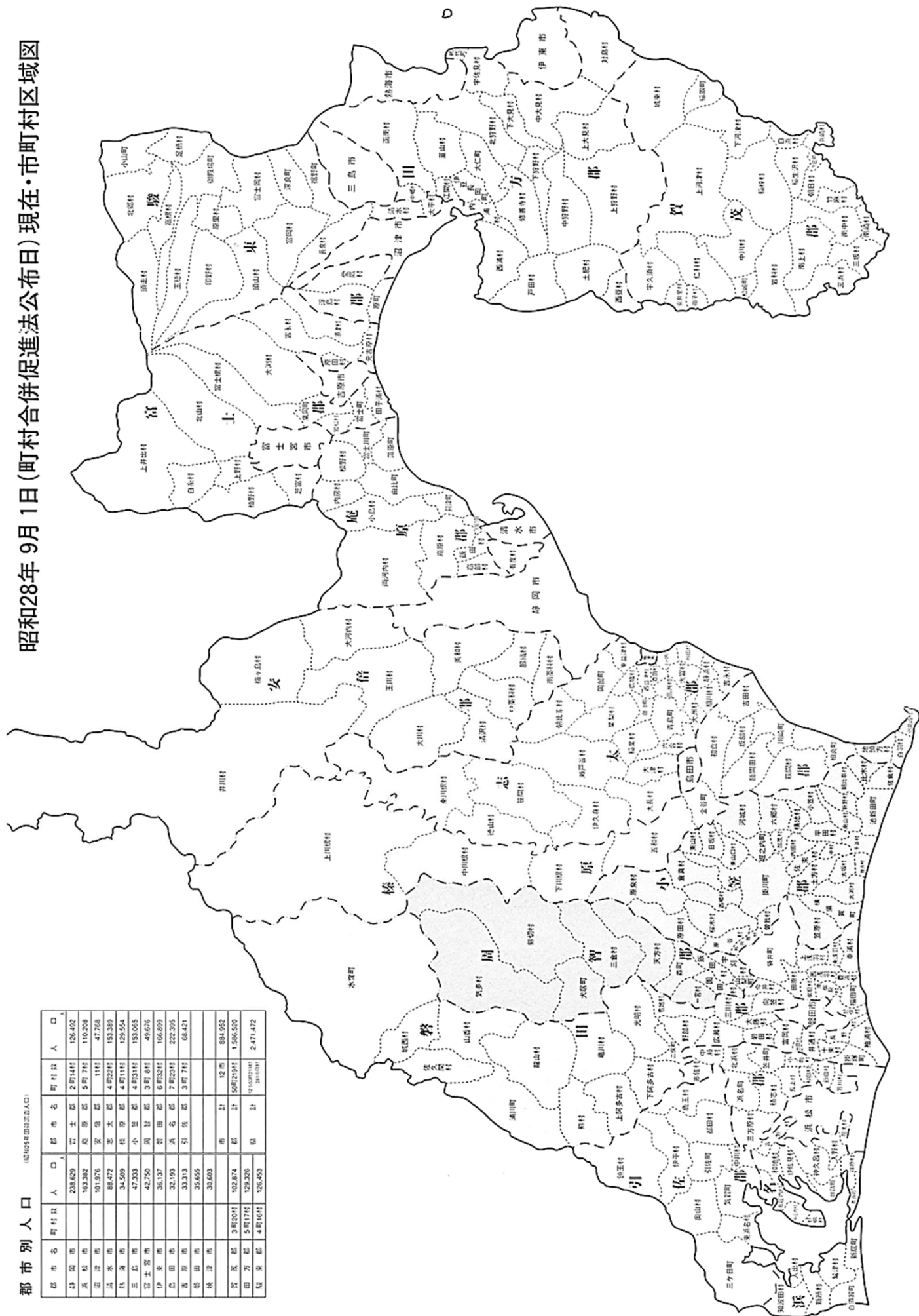
【参考】県内農業地域類型一覧〔中間農業地域・山間農業地域〕（令和５年改訂）

市町名	旧町村名	
	中間農業地域	山間農業地域
静岡市葵区	美和村、南藁科村	中藁科村、大河内村、梅ヶ島村、玉川村、井川村、清沢村、大川村
静岡市清水区	小島村、庵原村、由比町	両河内村
浜松市西区	北庄内村、南庄内村、村櫛村、吉野村２－２	
浜松市北区	奥山村、鎮玉村、東浜名村	伊平村
浜松市天竜区	下阿多古村	光明村、上阿多古村、熊村、竜川村 犬居町、気多村、熊切村、龍山村 浦川町、佐久間村、山香村、城西村 水窪町
沼津市	内浦村、西浦村、浮島村２－１	戸田村
富士宮市	北山村、上井出村、白糸村、芝富村 内房村	柚野村
伊東市	宇佐美村、対島村	
島田市	大津村、大長村、五和村、 日坂村２－２、伊久身村２－２	伊久身村２－１、笹間村２－１、 下川根村、笹間村２－２
富士市	須津村、大淵村、松野村	吉永村
磐田市	野部村、敷地村	
掛川市	原田村、桜木村、倉真村、横須賀町	原泉村２－１
藤枝市	稲葉村、瀬戸谷村、岡部町、朝比奈村	
御殿場市	玉穂村	印野村
下田市	稲生沢村、白浜村、浜崎村、朝日村	稲梓村
裾野市	富岡村、深良村、	須山村
湖西市	知波田村	
伊豆市	修善寺町、下狩野村、北狩野村２－１、西 豆村、中大見村、下大見村	土肥町、中狩野村、上狩野村 上大見村
伊豆の国市	北狩野村２－２	
牧之原市	地頭方村	
東伊豆町	稲取町、城東村	
河津町	下河津村	上河津村
南伊豆町	竹麻村、南中村、南崎村、南上村、 三坂村、三浜村	
松崎町		岩科村、中川村
西伊豆町	田子村	仁科村、安良里村、宇久須村
小山町	小山町、足柄村、北郷村２－１	須走村
川根本町		中川根村、徳山村、上川根村、東川根村
森町	森町、一宮村	天方村、三倉村、原泉村２－２

昭和28年 9月 1日 (町村合併促進法公布日) 現在・市町村区域図

郡市別人口 (昭和28年9月1日現在人口)

郡市名	町村数	人口	郡市名	町村数	人口
妙高市	2町14村	126,492	富田郡	2町14村	126,492
糸魚川市	5町7村	110,209	上野原郡	5町7村	110,209
新井市	4町22村	153,389	佐和田郡	4町22村	153,389
小千谷市	4町11村	129,554	小千谷郡	4町11村	129,554
三島市	4町31村	153,065	三島郡	4町31村	153,065
伊勢市	3町8村	49,676	伊勢郡	3町8村	49,676
志田郡	7町32村	166,899	志田郡	7町32村	166,899
志田市	7町32村	222,395	志田市	7町32村	222,395
志田市	3町7村	68,421	志田市	3町7村	68,421
志田市	3町7村	35,655	志田市	3町7村	35,655
志田市	3町7村	30,603	志田市	3町7村	30,603
志田市	3町7村	132,854	志田市	3町7村	132,854
志田市	3町7村	129,326	志田市	3町7村	129,326
志田市	3町7村	126,453	志田市	3町7村	126,453
志田市	3町7村	884,952	志田市	3町7村	884,952
志田市	3町7村	1,586,560	志田市	3町7村	1,586,560
志田市	3町7村	2,471,472	志田市	3町7村	2,471,472



第4章

積算（委託）編

第1 積算基準

静岡県が履行する土地改良事業等の建設関連業務の積算基準及び歩掛は、農林水産省が制定した「土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）」「土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領」を準用するものとする。

1 適用範囲

静岡県が履行する土地改良事業等の建設関連業務に適用する。
ただし、この基準により難いと認められる場合はこの限りではない。

2 用語の読み替え

前項の基準を準用する場合において、同基準中にある通達等の用語は、次のとおり読み替えるものとする。

農林水産省 …………… 静岡県
国営事業、直轄工事 …… 県営工事

(1) 土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）

基準名	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/hosyo/yc_voryo.html
土地改良工事積算基準 （調査・測量・設計）	本積算基準は、土地改良事業等請負工事のうち調査・測量・設計業務の積算に当たって、標準的な業務の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの

なお、標準歩掛で定めていない工種等については、積算参考歩掛、他省庁歩掛、市販されている参考資料、見積り等により適切な積算を行い、当該作業項目、作業内容等の条件を設計図書（特別仕様書、図面、現場説明書等）に記載するとともに、技術者の所要人員等を明示することとし、業務実施時には歩掛の妥当性を検証するための実態調査を行うものとする。

設計業務等標準積算基準書（国土交通省）等他省庁の公表歩掛を使用する場合には、実態調査を実施しなくても良い。但し、適用範囲に十分留意すること。

標準歩掛及び積算参考歩掛が適用できない業務を積算する場合は、当該業務に従事する技術者に適用される諸経費率等を用いるものとする。（他の業務の積算基準に示されている諸経費率等は適用できない。）例えば、測量技術者を用いて積算した場合は、必ず測量業務の積算基準に示されている諸経費率等を用いることとする。

（土地改良工事積算基準（調査・測量・設計）留意事項 第7 調査・測量・設計業務に関する運用事項）

(2) 土地改良事業用地調査等請負業務事務処理要領

基準名	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/hosyo/yc_voryo.html
土地改良事業 用地調査等請負業務 事務処理要領	この要領は、農林水産省所管の国営土地改良事業、直轄地すべり対策事業及び直轄海岸保全事業の用に供する土地等の取得又は使用及びこれに伴う損失の補償に必要な権利調査、用地測量、登記資料収集整理等、建物等の調査、営業その他の調査、消費税等調査、予備調査、移転工 法案の検討、再算定業務、土地評価、補償説明、地盤変動影響調査等、費用負担の説明、騒音等 調査、事業認定申請図書等の作成、物件調書の作成、保安林解除等申請図書の作成、完了図書の 作成、内水面漁業権等調査、阻害要因の調査及び処理方針の作成、写真台帳の作成及びその他用 地補償に関連する業務を請負に付す場合（以下「用地調査等請負業務」という。）の処理について定め、もって事業の運営の適正化を図ることを目的とする。

(3) 土質調査業務 積算基準

舗装厚を決定するために路床土を採取して、変状土CBR試験により設計CBRを求める場合に適用する積算基準は、「土質調査業務委託標準積算基準」を適用するものとする。

基準名	
土質調査業務委託 標準積算基準（農地版）	舗装厚を決定するために路床土を採取して、変状土CBR試験により設計CBRを求める場合に適用

(4) 地すべり調査業務 積算基準

地すべり調査業務の積算基準及び標準歩掛は、以下の基準に準拠するものとする。

基準名	【農林水産省HP】 https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/hosyo/yc_yoryo.html
土地改良工事積算基準 （調査・測量・設計）	本積算基準は、土地改良事業等請負工事のうち調査・測量・設計業務の積算に当たって、標準的な業務の価格が適正に算定できるよう実態調査の結果に基づき、積算に必要な基準を示すもの
設計業務等標準積算基準書 および同（参考資料）	【国土交通省HP】 https://www.mlit.go.jp/tec/gyomu_sekisan.html
地すべり調査委託 標準積算基準書	【静岡県HP】 https://www.pref.shizuoka.jp/kensei/nyusatsukobai/tanka/1053466/1077704.html

項目	参照資料	項目	参照資料
適用範囲と作業内容	設計業務等標準積算基準書	地下水調査	
積算基準の内容		地下水位測定	設計業務等標準積算基準書
価格の構成	土地改良工事積算基準	地下水追跡試験	地すべり調査委託標準積算基準書
地すべり調査		地下水検層試験	
計画準備	設計業務等標準積算基準書	電気（垂直、水平）探査	
地質調査		簡易揚水試験	設計業務等標準積算基準書
ボーリング調査	地すべり調査委託標準積算基準書	解析	
簡易弾性波探査		報告書作成	
弾性波探査	土地改良工事積算基準	打合せ	
自然放射能探査	地すべり調査委託標準積算基準書	電子成果品作成費	地すべり調査委託標準積算基準書
すべり面調査		補足資料	設計業務等標準積算基準書参考資料
パイプ式歪計	設計業務等標準積算基準書		
挿入式孔内傾斜計			
移動変形調査			
伸縮計	設計業務等標準積算基準書		
傾斜計			
移動杭	地すべり調査委託標準積算基準書		